

令和 7 年度第 2 回茅ヶ崎市民生委員推薦会会議録

議題	1 開会 2 議題 (1) 民生委員・児童委員等の推薦審議について ①民生委員・児童委員（区域担当）の審議 ②主任児童委員の審議 (2) 推薦会終了後の内申の取扱いについて (3) その他 3 閉会
日時	令和 7 年 7 月 8 日（火） 14 時 00 分～15 時 30 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 6 階 コミュニティホール集会室 2
出席者氏名	委員長 早川 仁美 委 員 阿部 英光 委 員 高山 和茂 委 員 長谷川 渡 委 員 高田 実 委 員 越野 明 委 員 伊藤 甲之介 委 員 川戸 茂 委 員 下里 由香 委 員 木下 操 委 員 井上 明 （欠席委員） 坂巻 清、三輪 正彦 （事務局） 谷久保福祉部長 瀧田参事兼地域福祉課長 小野寺地域福祉課課長補佐 石田地域福祉課副主査
会議資料	次第

	資料１－１ 令和７年度一斉改選かかる経過と今後のスケジュール 資料１－２ 民生委員・児童委員推薦基準 資料１－３ 主任児童委員推薦基準 資料１－４ 令和７年度民生委員等の一斉改選に係る内申の状況 資料２－１ 民生委員・児童委員（区域担当）候補者「一覧」 資料２－２ 主任児童委員候補者「一覧」 参考資料１－１ 民生委員法【抜粋】 参考資料１－２ 民生委員法施行令【抜粋】 参考資料１－３ 茅ヶ崎市民生委員推薦会規則
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第５条第１号 個人に関する情報で、特定個人が識別され、又は公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
傍聴者数	０人

（会議の概要）

○地域福祉課長

それでは定刻になりましたので、ただいまより「令和７年度第２回茅ヶ崎市民生委員推薦会」を開催させていただきますが、初めに推薦会委員のうち「茅ヶ崎市社会福祉協議会」から選出いただいている委員に変更がございましたので、委員の委嘱を行いたいと存じます。

本来であれば、茅ヶ崎市長より委嘱状をお渡しするところではございますが、公務の都合により、市長に代わり福祉部長の谷久保よりお渡しいたします。

お名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきますようお願いいたします。

越野 明（こしの あきら）様（令和７年６月２６日～）

ありがとうございました。

それでは、ここで、福祉部長の谷久保より、皆様へご挨拶申し上げます。

～福祉部長挨拶～

○地域福祉課長

ありがとうございました。

谷久保部長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

～福祉部長退席～

○地域福祉課長

それではこれより、「令和7年度第2回茅ヶ崎市民生委員推薦会」を開催させていただきます。早川委員長より、開会に際してのご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

～早川委員長挨拶～

○地域福祉課長

ありがとうございました。

では、議事に入ります前に改めて欠席委員の確認をさせていただきます。本日、三輪委員、坂巻委員より欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

本日の会議につきましては、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、民生委員法施行令第4条の規定により会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

○事務局

次に会議資料の確認をさせていただきます。個人情報が含まれている内容となっておりますので、資料はすべて机上配付とさせていただきましたのでご了承ください。

それでは確認です。次第が1枚目、2枚目が資料1-1「令和7年度一斉改選に係る経過と今後のスケジュール」。続きまして資料1-2「民生委員・児童委員推薦基準」、1-2「主任児童委員推薦基準」、横書きのものになります資料1-4「令和7年度民生委員等の一斉改選に係る内申の状況」、続いてA3の資料2-1「民生委員・児童委員区域担当候補者一覧」、続いて資料2-2「主任児童委員候補者一覧」で、最後になりますが、参考資料の1-1「民生委員法」、1-2「民生委員法施行令」、1-3「民生委員茅ヶ崎市民生委員推薦会規則」そして、1-4「茅ヶ崎市民生委員推薦会委員名簿」でございます。

以上の資料ですが、不足等はございますか。

なお、資料２Ａ３サイズの各資料につきましては、個人情報が含まれております関係上、会議終了後、事務局で回収いたしますのでよろしくお願いいたします。また、参考資料として机上配布しました各種法令資料も不要であれば机上へそのまま置いていただきますようお願いいたします。

会議資料の確認は以上となります。

○地域福祉課長

それでは、ここからの議事進行につきましては、委員長にお願いをさせていただきますので、早川委員長よろしくお願いいたします。

○早川委員長

それでは、議事に入ってまいります。茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市自治基本条例第１４条第３号」の規定により、審議会は原則公開としておりますが、本日の議題の（２）民生委員・児童委員の推薦審議については、個人情報を含みますので、「非公開」とし、その他の議題については、公開としてよいでしょうか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○早川委員長

異議なしということで、また、公開の部分については、会議を傍聴することができることとなっています。事務局より傍聴の報告をお願いします。

○事務局

本日、傍聴の方はいらっしゃいません。

○早川委員長

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題（１）民生委員・児童委員等の推薦審議について、この議題については、「非公開」となりますので、よろしくお願いいたします。

では、これまでの経緯と推薦基準、そして、候補者の審議の進め方について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

事務局より、一斉改選に関する、これまでの経過と今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

「資料１－１」をご覧ください。本年度は、３年に１度の民生委員・児童委員の一斉改選の年となっております。昨年２月の民生委員推薦会において、推薦基準改正の承認を得た後、６月と１１月には「まちぢから協議会連絡会」、１２月から今年の１月には市内１３地区の各地区説明会を行い、候補者の内申について、まちぢから協議会会長、自治会連合会会長及び単位自治会長へ依頼をいたしました。説明会の後より、順次、内申書類を受付、先月６月３０日を内申書類の締め切りとし、本日の推薦会に至っております。

推薦会の後につきましては、８月１５日までに県へ調書を提出し、９月１５日ごろには県の社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において審議されます。９月末には県から国へ推薦が行われ、１２月１日に民生委員・児童委員として、厚生労働大臣から委嘱されることとなります。

なお、いわゆる欠員につきましては、候補者の選出に関する推薦を引き続き各地区に依頼しておりまして、候補者の内申があった場合には４月１日の委嘱に向けて、２月に推薦会を開催する予定でございます。

次に、資料１－２「民生委員・児童委員推薦基準」をご覧ください。候補者の選任にあたっての一般方針につきましては、記載のとおりとなっております。裏面に移りまして、年齢要件につきましては、新任委員の場合は、３０歳以上としております。

その他、選出にあたってはできる限り低年齢層化をはかることとしますが、地域の実情によってはこの限りではないとしており、柔軟な対応ができることとしております。

担当する範囲は、自治会区域となりますので、各自治会長に委員の選出を依頼しております。

続きまして、資料１－３「主任児童委員推薦基準」をご覧ください。選任にあたっての一般方針につきましては、記載のとおりとなっております。裏面に移りまして、年齢要件につきましては、新任委員の場合は、３０歳以上６０歳未満、再任委員の場合は、３０歳以上６５歳未満としております。

担当する範囲は、市内１３地区のそれぞれの区域全域となりますので、各地区のまちぢから協議会会長、湘北地区にあつては自治会連合会会長に、各地区２名の委員の選出を依頼しております。

こうした経過と推薦基準を踏まえた各地区の内申の状況につきましては、資料１－４「令和７年度 民生委員等の一斉改選に係る内申の状況」のとおりでございます。

右下の「全体」をご覧ください。定数ですが、区域担当３０５名、主任児童委員が２６名の合計３３１名となっており、今期の３２９名より区域担当を２名増員する予定でございます。

います。担当民生委員の世帯数が配置基準を超えたことや、複数自治会を1人で担当していたところの区割りを見直したことによるものでございます。定数につきましては、県条例において定められますが、増員後の331名について、県より仮決定をいただいているところでございます。

そして今日は、7月7日までに内申書類の提出のあった290名の候補者につきまして、ご審議いただくこととなります。

次に、審議の進め方ですが、こちらは事務局からの提案となりますが、本来であれば、候補者の一人ひとりを審議すべきところではございますが、今日は限られた時間で多くの候補者の審議を行わなければなりません。候補者につきましては、事務局において推薦基準の各要件を満たしているかどうか、事前に書類の確認を行っているところでございます。

従いまして、審議の進め方につきましては、各地区の内申状況、候補者の一覧について、13地区一括して説明させていただきます。一括説明の後、資料等をご確認いただく時間を設けますので、その後、ご意見等がありましたら、ご発言をいただくような形で進めさせていただければと思います。

なお、井上委員におかれましては、茅ヶ崎地区の候補者として名前があがっておりますので、推薦会規則第4条の規定に基づき、ご本人の審議にはご参加いただけません。従いまして、区域担当の審議につきましては、まず井上様を除く候補者について一括した審議を行い、その後井上委員に一度ご退席いただき、井上様の審議を行うという形で進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○早川委員長

ただいま事務局より、審議方法について提案がありました。皆様いかがでしょうか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○早川委員長

それでは、ご異議がないようですので、さっそく審議を進めたいと思います。

まず、区域担当の候補者について、事務局より説明をお願いします。

議題（1）非公開

○早川委員長

それでは議題（２）推薦会終了後の内申の取り扱いについて。この議議題は公開となりますのでよろしくお願いいたします。

では事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

まず、今後の推薦事務の流れについてご説明いたします。

本日ご審議いただいた候補者につきましては、８月１５日までに県へ調書を提出し、神奈川県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での審議、国での審議と進み、厚生労働大臣の承認が得られますと、令和７年１２月１日付けで委嘱され、任期は令和１０年１１月３０日までの３年間となります。

続きまして、提案事項が１件ございます。「資料１－４」をご覧ください。本日時点で内申書の提出が間に会わず、欠員となっている人数が４１名となっております。市から県への内申書の提出期限が８月１５日（金）までとなっておりますが、なるべく欠員なく１２月１日を迎えるため、事務局といたしましては、県への最終提出期限までに自治会長より内申いただいた候補者は、県へ推薦してまいりたいと考えております。

そこで、本日以降に追って提出された候補者の推薦決定について、早川委員長ならびに木下職務代理者に一任していただけるかどうか、この場で提案させていただきます。

また、主任児童委員につきましても委員長と職務代理者に一任とさせていただけるかどうか合わせて提案させていただきます。

○早川委員長

ただいま事務局より、今後の推薦事務手続きについての説明、本日の推薦会後に内申された候補者の推薦決定について、委員長と職務代理者に一任で行う、というご提案がありました。皆さま、いかがでしょうか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○早川委員長

ご異議がございませんので、「推薦会終了後の内申の取扱い等」につきましては、私と職務代理者である木下委員に一任していただきたいと存じます。

続きまして、議題（３）その他について事務局より何かありますか。

○地域福祉課長

最後に、本推薦会委員の任期についてご報告させていただきます。

参考資料１－４の「民生委員推薦会委員名簿」をご覧ください。委員の皆さまの任期は、本年１１月３０日までとなっております。一部の方は３年間という長期に渡り、お忙しい中、本推薦会に多大なる御協力をいただきましたことを、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

なお、次期委員につきましては、別途事務局より各推薦団体へ依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○早川委員長

委員の皆様からは何かございますか。

ないようですので、本日の議題はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和７年度第２回茅ヶ崎市民生委員推薦会を終了いたします。

皆様、ご多忙のところ誠にありがとうございました。